

【 公表版 】
調 査 報 告 書

令和5年4月26日

池田市いじめ重大事態第三者調査委員会

はじめに	6
第1部 いじめ調査と事実認定.....	7
第1章 調査の進め方	7
1節 当委員会の諮問内容、構成、及び開催経過.....	7
1 諮問内容.....	7
2 構成.....	7
3 開催経過.....	8
2節 当該児童・保護者に対するヒアリング調査.....	10
1 ヒアリング調査の方法.....	10
2 ヒアリング内容	10
3節 関係児童へのアンケート調査.....	10
1 アンケート対象者.....	10
2 アンケート調査の方法.....	11
3 アンケート内容	11
4節 関係児童・保護者に対するヒアリング調査.....	12
1 ヒアリング対象者.....	12
2 ヒアリング調査の方法.....	12
3 ヒアリング内容	13
5節 教員へのヒアリング調査.....	13
1 ヒアリング対象者.....	13

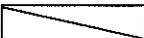
2 ヒアリング調査の方法.....	14
3 ヒアリング内容	14
6節 その他の資料.....	14
第2章 事実認定の方針.....	14
第3章 当委員会が認定した事実.....	15
1節 当該児童の出席状況	15
1 5年生時.....	15
2 6年生時.....	15
2節 5年生時(令和2年度).....	16
1 クラスでの当該児童の様子	16
2 児童Xとのトラブル.....	16
3 クラス編成における配慮	17
3節 6年生(令和3年度)	17
1 クラスの状況	17
2 C <input type="checkbox"/> による宿題の未提出に対する指導方法.....	17
3 当該児童への宿題に関する発言	19
4 当該児童への文字に関する発言	19
5 当該児童への児童Yの発言	19
6 ドッジボールに関する出来事等	20
4節 不登校後の状況.....	20
1 不登校直後の状況	20

2 謝罪文の作成	21
3 クラスの児童への説明	22
4 不登校当初の当該児童の状態	23
5 謝罪会の中止及び誓約書の作成	23
6 謝罪会中止後	25
7 夏休み期間中の甲小学校の対応	26
8 2学期の甲小学校の対応	27
9 3学期の甲小学校の対応	29
第2部 評価及び検証	30
第1章 いじめの認定	30
1節 定義	30
2節 認定	30
1 いじめ行為	30
2 いじめ該当性に関する説明	31
3 認定できなかった事実	31
第2章 C  による宿題の未提出に対する指導方法	32
1節 指導方法に関する知見	32
2節 評価	34
1 指導の個別化	34
2 安全・安心な学校・教室	35
第3章 不登校に至った心理的要因といじめ等との関連性	36

1節 不登校に関する知見.....	36
2節 当該児童が不登校に至った背景要因.....	37
1 不登校に至るまでの状況.....	37
2 援助希求.....	37
3 宿題の未提出.....	38
4 宿題の未提出に対するC□の指導等.....	38
5 フラッシュバックや希死念慮などの当該児童の心身の状態.....	39
3節 不登校といじめとの関連性.....	40
1 援助希求がしづらい状況.....	40
2 短期的重畳的な心理的負担.....	40
3 クラスの状況.....	41
4 宿題の未提出.....	41
5 まとめ.....	42
第4章 甲小学校のいじめ対応.....	43
1節 いじめ及びいじめの疑いとしての認知.....	43
1 本件事案におけるいじめ認知.....	43
2 甲小学校全体としてのいじめ認知の意識.....	44
3 いじめ認知の意識の低さの要因.....	44
2節 いじめ事案に対する組織的対応.....	45
1 甲小学校のいじめ防止基本方針.....	45
2 初期対応.....	46

3 いじめ防止対策委員会.....	48
3節 多職種連携.....	49
1 いじめ防止対策委員会.....	49
2 SCとの連携.....	50
3 SSWとの連携.....	50
4節 まとめ.....	51
5節 家庭と学校の連携.....	51
第5章 池田市教育委員会(池田市教育センター)の対応.....	52
1節 平時の取り組み.....	52
2節 本件事案における対応.....	52
3節 評価.....	53
第3部 提言.....	54
第1章 甲小学校のいじめ対応に関する提言.....	54
1節 いじめ認知.....	54
2節 校内いじめ対策組織.....	55
1 いじめ事案発生時.....	55
2 未然予防等.....	57
第2章 宿題の指導方法に関する提言.....	58
第3章 不登校対応に関する提言.....	59
第4章 池田市教育委員会(池田市教育センター)に対する提言.....	60

はじめに

本件事案は、池田市立  (以下、「甲小学校」という。) に在籍していた児童 (以下、「当該児童」という。) が不登校となった事案である。池田市いじめ重大事態第三者調査委員会 (以下、「当委員会」という。) は、本件事案がいじめ防止対策推進法 (平成 25 年法律第 71 号) 第 28 条第 1 項 2 号に掲げる「重大事態」に該当するとして、池田市いじめ重大事態第三者調査委員会条例 (令和 3 年池田市条例第 27 号) 第 2 条に基づき、池田市教育委員会から諮問を受け、調査及び審議を行うこととなった。

池田市教育委員会からの諮問内容は、①本件事案におけるいじめの事実を調査すること、②本件事案における甲小学校の対応を調査すること、③認定された事実と不登校との関連性を調査すること、④甲小学校及び池田市教育委員会による対応の課題を検証すること、及び⑤再発防止に関する提言を行うことである。

本報告書は、上記諮問内容を踏まえた 3 部構成となっている。第 1 部は「いじめ調査と事実認定」であり、当委員会の実施した事実の調査及び調査に基づき認定した事実を記載している (①②に対応)。第 2 部は「評価及び検証」であり、当委員会が認定した事実に基づき、いじめの有無、いじめと不登校との関連性、及び甲小学校の対応の課題を記載している (③④に対応)。第 3 部は「提言」として、第 2 部に記載した課題等に対応した再発防止策を記載している (⑤に対応)。

第1部 いじめ調査と事実認定

第1章 調査の進め方

1節 当委員会の諮問内容、構成、及び開催経過

1 諮問内容

本件事案について、当該児童の代理人弁護士から、池田市教育委員会に対し、令和3年10月11日付「第三者委員会によるいじめ重大事態調査申入書」が提出され、中立・公正な第三者により構成される調査組織を設置して同組織による事実関係（甲小学校の対応を含む。）の調査をするよう申し入れがあった。そこで、池田市教育委員会は、同委員会の附属機関である当委員会による調査及び審議を行うこととした。

そして、令和4年2月1日、当委員会は、本件事案の調査及び審議を開始した。池田市教育委員会からの諮問内容は、冒頭でも述べた5点である。当委員会は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号、以下、「法」という。）、「いじめ防止等のための基本的な方針」¹、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」²等を踏まえて調査を行った。

2 構成

当委員会の構成は、中立性や公正性を確保すべく、職能団体等から推薦を受けた者で構成した。具体的には、委員として、弁護士1名、大学教授1名、臨床心理士1名、及び社会福祉士1名の合計4名、調査補助員として、弁護士1名及び臨床心理士1名の合計2名である。

¹ 平成25年10月11日文科科学大臣決定・平成29年3月改訂

² 平成29年3月文科科学省

3 開催経過

当委員会は、合計 29 回開催した。また、関係児童へのアンケート調査並びに当該児童・保護者、関係児童・保護者 22 名、及び教員 7 名にヒアリング調査を実施した。

日時	内容
令和 4 年 2 月 1 日	第 1 回第三者調査委員会【調査について】
令和 4 年 2 月 16 日	ヒアリング調査
令和 4 年 2 月 22 日	第 2 回第三者委員会 (web 会議) 【調査について】
令和 4 年 2 月 25 日	第 3 回第三者委員会 (web 会議) 【調査について】
令和 4 年 3 月 2 日	甲小学校にてアンケート調査打合せ
令和 4 年 3 月 14 日	アンケート調査
令和 4 年 3 月 23 日	アンケート調査
令和 4 年 3 月 25 日	第 4 回第三者委員会【調査について】
令和 4 年 4 月 15 日	第 5 回第三者委員会 (web 会議) 【調査について】
令和 4 年 4 月 28 日	第 6 回第三者委員会 (web 会議) 【調査について】
令和 4 年 5 月 13 日	第 7 回第三者委員会 (web 会議) 【調査について】
令和 4 年 5 月 23 日	第 8 回第三者委員会【調査について】
令和 4 年 6 月 1 日	ヒアリング調査
令和 4 年 6 月 2 日	ヒアリング調査
令和 4 年 6 月 3 日	ヒアリング調査
令和 4 年 6 月 7 日	第 9 回第三者委員会 (web 会議) 【調査について】
令和 4 年 6 月 8 日	ヒアリング調査

令和4年6月9日	ヒアリング調査
令和4年6月21日	ヒアリング調査
令和4年6月27日	第10回第三者委員会(web会議)【調査について】
令和4年7月9日	ヒアリング調査
令和4年7月19日	第11回第三者委員会【調査について】
令和4年8月5日	ヒアリング調査
令和4年8月25日	第12回第三者委員会(web会議)【調査について】
令和4年9月13日	第13回第三者委員会【調査について】
令和4年9月14日	ヒアリング調査
令和4年10月12日	第14回第三者委員会【報告書について】
令和4年11月9日	第15回第三者委員会【報告書について】
令和4年11月22日	第16回第三者委員会【報告書について】
令和4年12月7日	第17回第三者委員会【報告書について】
令和4年12月21日	第18回第三者委員会【報告書について】
令和5年1月26日	第19回第三者委員会【報告書について】
令和5年2月10日	第20回第三者委員会【報告書について】
令和5年2月15日	第21回第三者委員会【報告書について】
令和5年2月24日	第22回第三者委員会【報告書について】
令和5年3月3日	第23回第三者委員会【報告書について】
令和5年3月8日	第24回第三者委員会【報告書について】
令和5年3月14日	第25回第三者委員会【報告書について】

令和5年3月23日	第26回第三者委員会【報告書について】
令和5年3月29日	第27回第三者委員会【報告書について】
令和5年3月30日	第28回第三者委員会【報告書について】
令和5年4月5日	第29回第三者委員会(web会議)【報告書について】

2節 当該児童・保護者に対するヒアリング調査

1 ヒアリング調査の方法

まず、本件事案の調査を進めるにあたって、当該児童・保護者のヒアリング調査を実施した。当該児童のヒアリングについては、当該児童の精神的な負担を考慮して、当委員会の委員2名が対面で実施し、残りの委員は別室からウェブ会議システムを利用して面談の様子や供述内容を確認した。また、保護者のヒアリングについては、委員全員が対面して実施した。

2 ヒアリング内容

本件事案に関する当該児童・保護者の認識だけでなく、当該児童の家庭内における様子、アンケート調査の対象者や方法についての希望等を確認し、できる限り当該児童・保護者に寄り添いながら調査を実施できるよう心掛けた。

3節 関係児童へのアンケート調査

1 アンケート対象者

次に、関係児童に対するアンケート調査を実施し、その結果を踏まえてヒアリング調査の

対象者及び内容を検討することとした。アンケート対象者については、当該児童・保護者の意向を踏まえて当該児童の代理人弁護士と協議の上、当該児童の在籍する学級の児童を対象とした。

2 アンケート調査の方法

当該児童・保護者の意向に基づき、アンケート調査は当該児童の氏名を公表して行った。

また、アンケート調査の対象者が未成年者であることから、事前に、保護者に対して、アンケート調査の目的、実施日、アンケート結果を甲小学校や池田市教育委員会に開示しないこと、個別にヒアリング調査への協力を依頼する場合があること、体調不良等の場合にはスクールカウンセラー（以下、「SC」という。）に相談ができることを書面で通知した。

アンケート調査は甲小学校で実施し、当委員会の委員及び調査補助員の2名が対応した。対象者には、アンケート調査の目的、アンケート結果を甲小学校や池田市教育委員会に開示しないこと、体調不良等の場合にはSCに相談ができることを書面と口頭で説明した上で、アンケート用紙への記入を依頼した。そして、アンケート用紙への記入が終了した者には甲小学校の校歌を書き写すよう指示し、アンケート終了時間まで対象者全員が安心してアンケートに回答できるよう工夫した。また、アンケート終了後は、対象者自身にアンケート用紙を封筒に入れて封緘してもらい、当委員会にてアンケート用紙が封入された封筒を回収することで、記入内容が他の対象者や甲小学校の教員等に披見しないようにした。

3 アンケート内容

アンケート内容は、当該児童の代理人弁護士から提出された「第三者委員会によるいじ

め重大事態調査申入書」及び「要望書」に記載された内容を踏まえ、事実関係の究明を意識して、できる限りオープンエスチョンにするよう心掛けた。また、アンケート対象者が直接見聞きした事実なのか、他者から聞いた事実なのかを区別した質問とした。

4節 関係児童・保護者に対するヒアリング調査

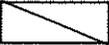
1 ヒアリング対象者

アンケート調査の結果を踏まえ、ヒアリング調査の対象者を決定した。また、保護者より自らがヒアリング調査に応じる旨の申出があった場合は、当該保護者にヒアリングを実施した。

2 ヒアリング調査の方法

ヒアリング調査の対象者が未成年者であることから、対象者本人及びその保護者よりヒアリング調査への承諾を得た上で、日程調整を行った。

ヒアリング調査の日程は、対象者間での情報共有を防止するため、できる限り連日で集中的に実施した。また、ヒアリング調査を開始した時点ですでに対象者全員が中学校に進学していたため、対象者の負担をできる限り軽減する目的で、実施場所は池田市立


 (以下、「乙中学校」という。)又は甲小学校とした。

ヒアリング調査にあたっては、各対象者につき2名体制でヒアリングを実施した。対象者には、ヒアリング調査の目的、ヒアリング結果を甲小学校や池田市教育委員会に開示しないこと、報告書を作成する際には誰の供述であるかは明示しないこと、及び体調不良等の場合には保護者や乙中学校等に連絡することを説明した。

3 ヒアリング内容

ヒアリング調査にあたっては、アンケート調査の結果を踏まえて、事実関係を究明することを意識して、当該児童の交友関係や当該児童の学校内外での様子など、当該児童に関わる内容を出来るだけ供述してもらえよう心掛けた。また、当該児童の代理人弁護士から提出された「要望書」を踏まえて、当該児童が心身の苦痛を感じた可能性のある関係児童の言動を、注意深くヒアリングした。

5節 教員へのヒアリング調査

1 ヒアリング対象者

本件事案の事実関係を可能な限り調査すること及び当該児童の不登校前後における甲小学校の対応を検討する必要があることから、以下の教員を対象とした（職名については令和3年度のもの）。

- ① 校長（以下、「A 校長」という。）
- ② （当該児童が 4、5 年生時の学級担任、以下、「B 」又は「B （4、5 年生時担任）」という。）
- ③ （当該児童が 6 年生時の学級担任、以下、「C 」という。）
- ④ （当該児童が 6 年生時の生活指導担当、以下、「D 」という。）
- ⑤ （当該児童が 6 年生時の支援学級担当、以下、「E 」という。）
- ⑥ （当該児童が 6 年生時の他クラス担任、以下、「F 」という。）
- ⑦ （特別支援教育コーディネーター、以下、「G 」という。）

2 ヒアリング調査の方法

ヒアリング調査の日程は、対象者間での情報共有を防止するため、できる限り連日で集中的に実施した。

ヒアリング調査にあたっては、各対象者につき3名体制でヒアリングを実施した。対象者には、ヒアリング調査の目的、ヒアリング結果を甲小学校や池田市教育委員会に開示しないこと、及び報告書を作成する際に誰の供述であるかは明示しないことを説明した。

3 ヒアリング内容

本件事案の全容解明のため、当該児童が5年生時及び6年生時における出来事や学級の状況をヒアリングした。また、本件事案に対する甲小学校の対応を検討するために、当該児童の不登校前後における甲小学校の対応、甲小学校のいじめや不登校に対する組織体制や対応などを、対象者の職務や本件事案への関わり方に留意しながら、できる限りヒアリングするよう心掛けた。

6節 その他の資料

アンケート調査及びヒアリング調査に加えて、適宜、甲小学校及び池田市教育委員会から本件事案に関する資料の提供を受けた。また、ヒアリング調査の対象者からも資料の提供を受けた。

第2章 事実認定の方針

当委員会は、令和3年10月11日付「第三者委員会によるいじめ重大事態調査申入書」

に記載された内容を踏まえ、当該児童が5年生時の3学期以降の事実について、事実認定を行った。

また、当委員会の事実認定は、甲小学校及び池田市教育委員会から提供された資料、ヒアリング対象者から提供を受けた資料、関係児童に対するアンケート調査、当該児童・保護者に対するヒアリング調査、教員に対するヒアリング調査等の内容に基づいて行った。その中でも、ヒアリング調査の内容が中心的な検討資料となるが、供述を基に事実認定をするためには、その信用性を慎重に吟味する必要がある。供述の信用性を吟味するにあたっては、客観的な資料との整合性、供述の具体性、供述態度が真摯であるか（例えば、分からないことを「分からない」と明確に回答しているか）、当該児童との利害関係の有無・程度、他の供述との整合性などを総合的に考慮した。

なお、当委員会における事実認定は、訴訟手続における事実認定とは異なるものであり、当委員会が上記資料等から総合的に判断したものである。

第3章 当委員会が認定した事実

1節 当該児童の出席状況

1 5年生時

当該児童は5年〇組に在籍しており、1年を通して欠席日数は0日であった。

2 6年生時

当該児童は6年〇組に在籍しており、4月27日、5月31日、6月1日、同月2日、同月14日、同月15日に欠席した他、6月21日以降は一度も出席していない。

2節 5年生時(令和2年度)

1 クラスでの当該児童の様子

当該児童は、5年〇組に在籍し、担任はB〇(4、5年生時担任)であった。同クラスには、〇名の児童が在籍していた。同学年のクラス編成は〇クラスであった。

当該児童は、休み時間に友人とゲームの話をしたり、放課後は友人とオンラインゲームをしたりしていた。周囲の児童から見た印象としては、当該児童は、元気で、明るく、授業中に自発的に発言するなどにぎやかな様子だった。また、当該児童は、友人同士の喧嘩を仲裁するなど優しい面もあった。当時、当該児童には、行動を共にすることが多かった児童が複数おり、その中には後述の児童Xも含まれていた。

当該児童は、宿題を提出できなかったことや、連絡帳(その日の宿題内容等を記入して保護者と情報共有するもの)へ宿題内容等を記入しなかったことがしばしばあり、B〇から指導を受けることがあったが、1年を通じて目に見えて改善はしなかった。

2 児童Xとのトラブル

当該児童は、令和3年1月以降、児童Xから、教室などで、字が汚いことを指摘されたことがあった。なお、その具体的な日時や場所、児童Xの発言内容については、特定することはできなかった。

また、5年生時の3学期、当該児童は、B〇に対して、児童Xから嫌がらせを受けていることを相談したことがあった。もっとも、当該児童からB〇への相談に関し、児童Xから字が汚いと言われたことが含まれている可能性はあるものの、その内容までは特定で

きなかった。加えて、当該児童からの相談に対するB[]の対応についても、特定できなかった。少なくとも、B[]は、当該児童から上記相談があったことを児童Xの保護者や当該児童の保護者に報告しておらず、いじめ又はいじめの可能性のあるものとして他の教員や管理職に報告することもなかった。そして、5年生時の3学期末頃には、当該児童は、児童Xからの嫌がらせがなくなったと感じていた。

3 クラス編成における配慮

上記のとおり、当該児童から児童Xの嫌がらせについての相談があったものの、甲小学校としては、6年生への進級におけるクラス編成について、当該児童と児童Xとの関係に特別な配慮が必要だとの認識はなく、両名を別々のクラスにすべきか否かは検討されなかった。

3節 6年生(令和3年度)

1 クラスの状況

当該児童は、6年[]組に在籍し、担任はC[]であった。同クラスには、[]名の児童が在籍していた。同学年のクラス編成は[]クラスであった。

2 C[]による宿題の未提出に対する指導方法

6年[]組では、少なくとも令和3年6月頃まで、C[]は、宿題の提出の有無を確認する中で、授業中に宿題が未提出の児童だけを起立させて指導したことや、休み時間などに宿題を提出していない児童を教室内のC[]の机付近に呼び出して指導したことがあっ

た。その結果、クラスの児童は、誰が宿題を提出していないのかを認識できる状況であり、宿題を提出していない児童は、クラスの児童の面前で指導されることになった。C []による上記指導は、授業時間 1 時間全てを使うこともあった。また、C []の指導方法は、宿題を提出しなかった理由を尋ねたり、今後宿題を忘れないようにするための方策について児童に答えさせたりするものであった。このような C []の指導を見ていたクラスの児童の中には、C []の指導が厳しいと感じた児童が複数いた。

当該児童は、1 学期当初より、宿題を忘れることが多く、頻繁に C []から宿題の提出について指導を受けていた。上記のような C []の指導により当該児童が宿題を提出していないことは他の児童も知ることとなり、時には、当該児童は、クラスの児童の面前で指導されることもあった。当該児童は、C []の指導により、泣いてしまったり、多く汗をかいたりしたこともあった。また、当該児童が頻繁に宿題を提出していなかったことや指導中の当該児童の様子などを C []が指摘したことにより、クラスの児童が笑うこともあった。

加えて、C []は、宿題を提出した児童に対して、宿題を提出していない児童に宿題を提出するよう声掛けを促したことがあった。それを受けて、休み時間などで、クラスの児童が、宿題を提出していない当該児童に対して、宿題をしていないことを指摘したり、揶揄したり、宿題を提出するように促したりしたときがあった。一度、C []から見て、当該児童に対する言い方が厳しいと感じたこともあり、その際には、C []から指摘をした児童に対して注意をしたこともあった。

令和 3 年 5 月下旬、当該児童は、2 週間程度、連続して宿題を提出しなかった。そのため、C []から宿題を連続して提出していないことについて指導を受けた。

3 当該児童への宿題に関する発言

上記のとおり、当該児童は、宿題を提出しなかったことがあったが、クラスの児童からそのことを指摘されたり、揶揄されたり、宿題を提出しない理由を聞かれたりしたことがあった。その中で、児童 X も当該児童に対して宿題をしていなかったことを指摘したり、宿題を提出するように述べたりしたことがあった。

また、児童 X は、当該児童とドッジボールをしていた際、当該児童が宿題をしていないからドッジボールで負けた旨を発言したこともあった。

4 当該児童への文字に関する発言

上記のとおり、令和 3 年 1 月頃から 6 月頃までの間において、当該児童は、児童 X から、教室などで、字が汚いことを指摘されたことがあった。なお、その具体的な日時や場所、児童 X の発言内容については、特定することはできなかった。

5 当該児童への児童 Y の発言

令和 3 年 6 月中旬、児童 Y は、当該児童に対して、当該児童がクラスの児童と話をしている際に邪魔をしたり、「邪魔」「どいて」などと述べたりした。当該児童は、その発言を聞いて、辛く感じ、2 日間、学校を欠席した。また、当該児童は、児童 Y の発言について、母に相談した。そこで、母は、C へ連絡し、当該児童とともに、学校にて C と面談した。その翌日、児童 Y は当該児童に謝罪した。また、C は、クラスの児童に対し、言葉遣いについて注意した。当該児童は、児童 Y からの謝罪を受けて、納得できたことを C に話した。

6 ドッジボールに関する出来事等

令和3年6月18日、当該児童は、休み時間に、児童Xら数名の児童とともに、ドッジボールの練習をしていたところ、練習中に児童Xからボールを強く当てられたことがあった。

この点、当該児童はドッジボールの練習終了後にもさらにボールを当てられたとの認識であったところ、当該児童が児童Xにボールを当てられたタイミングでドッジボールの練習が客観的に終了していたかどうかは不明である。児童Xは、ドッジボールの練習中に当該児童にボールを当てたことは認めており、両者の認識が異なっていた可能性がある。

また、同日、当該児童は、昼休み中に、児童Xから背中を叩かれた。これは、当該児童と児童Xが複数人で遊んでいる中で、詳細は不明であるものの当該児童の手が児童Xの体に当たったことから、児童Xが背中を叩いたものであった。

それらについて、当該児童がC[]に相談したところ、C[]は、少なくとも上記事実を確認した。そして、当該児童と児童Xは、双方謝罪した。もっとも、C[]は、上記事実について、同日、当該児童の保護者及び児童Xの保護者に連絡をしなかった。

4節 不登校後の状況

1 不登校直後の状況

令和3年6月20日、児童Xの母は、知人より、児童Xが怖くて学校に行けないと当該児童が言っている、との話を聞いた。翌日、児童Xの母は、連絡帳を通じてその旨をC[]に伝えた。

同月21日、当該児童は欠席し、以降、卒業まで欠席は続いた。

同日、当該児童の母は C [] と話をしたいとの連絡を甲小学校にしたが、面談時間の調整に行き違いがあったため面談が実現しなかった。また、児童 X の母からの連絡を受けて、C [] は、即日、児童 X に聞き取りをしたが、上記 3 節、6 以外の出来事は不明であった。その日の放課後、C [] は、児童 X の母に連絡をした。

同月 22 日、当該児童が欠席をしたため、C [] は、D [] (生活指導担当) に当該児童が 2 日連続で欠席していることを伝えた。翌日、C [] は、管理職にも当該児童の欠席状況を伝えた。

同月 24 日、児童 X の学期末保護者懇談があり、C [] は、児童 X の母に対し、以前の当該児童と児童 Y とのトラブルの際は、児童 Y が謝罪をすることで当該児童が登校できるようになったと伝えた。

同月 25 日、当該児童の学期末保護者懇談があり、当該児童の保護者は、C [] に対し、児童 X から当該児童へのいじめがあることを訴えた。加えて、当該児童の保護者は、児童 X の保護者からの謝罪がないことへの憤りや被害届の提出にも言及し、当該児童が安心して通学できるようにして欲しいと要望した。これらの懇談内容を受けて、甲小学校は [] を開催し、当該児童の状況について共有した。同委員会には、少なくとも管理職と生活指導部の教員が参加した。議事録は残っていないため、同委員会での協議内容は不明である。この時点において、いじめの事実確認は行われていなかった。

2 謝罪文の作成

6 月 21 日から 28 日のいずれかにおいて、C [] は、自己の判断で、児童 X に謝罪文の作成を提案した。それを受けて、児童 X は、C [] の指導の下、休み時間や放課後に、当

該児童・保護者に渡すための謝罪文を作成した。なお、謝罪文の作成にあたっては、事前に C [] から管理職や児童 X の保護者への報告はなかった。

作成された謝罪文は、C [] により、当該児童の保護者に交付された。当該児童の父は、謝罪文の内容に納得できず、そのことは甲小学校を通じて児童 X の母に伝えられた。児童 X の母は、直接謝罪をさせてほしい旨を甲小学校に伝えたところ、当該児童の保護者は、現時点では当該児童が謝罪を受け入れられる状態にないことから、甲小学校を通じて、児童 X の母からの申し出を断った。

同月 29 日、当該児童の保護者は、C [] に対して、被害届を提出する旨を連絡した。これを受けて、甲小学校は、 [] を開催し、当該児童・保護者の意向を丁寧に聞き取ることなどを教員間で確認した。同日、C []、D []、及び B [] の 3 名で児童 X 宅に家庭訪問を行い、当該児童の保護者の意向を伝えた。児童 X の保護者は、改めて謝罪をしたい旨を教員らに伝えた。

同月 30 日頃、児童 X の保護者は、当該児童の心情が整ったら謝罪にすぐに伺いたい旨を甲小学校に伝えた。加えて、児童 X の母は、当該児童の保護者に宛てた手紙を C [] [] に届けた。この手紙は、C [] を通じて当該児童宅に届けられた。

3 クラスの児童への説明

C [] は、6 月 28 日頃、同月 21 日より当該児童の欠席が続いたため、クラスの児童に対して、当該児童が登校することが怖いと思っていることや、クラスで嫌なことを言われたりされたりするかもしれないと思っているために登校できないことなどを説明した。

4 不登校当初の当該児童の状態

6月21日以降、当該児童は、家庭内において希死念慮が見られたり、食欲不振などの症状が現れたりしていた。

同月30日、当該児童の父は、当該児童の母が当該児童の状態を受けて鬱状態にあることや、当該児童が医療機関の受診を予定していることを、C に伝えた。この時、当該児童の父より、当該児童に関する窓口は父とし、母や当該児童に対しては連絡を取らないようにしてもらいたいとの要望があった。それを受けて、甲小学校は、 を開催して、今後の対応と当該児童の学習保障について検討し、タブレット端末の利用による学習保障を当該児童の保護者に提案することを決定した。

7月1日、C は、当該児童の父へ当該児童の様子を確認するために連絡をし、タブレット端末の利用についても伝えた。また、当該児童の父より、当該児童が呼吸が苦しいと訴えているために医療機関の受診を検討しているとの話があった。

同日、管理職は、当該児童の状態等について、池田市教育委員会に報告した。また、甲小学校内でも、「児童を語る会」（校内の児童に関する情報を共有する会議）にて、全教員で当該児童の状態を共有した。同様に、SCにも当該児童に関する情報を共有した。

同月5日、当該児童は、医療機関を受診し、「PTSD 疑い」との診断を受けた。

5 謝罪会の中止及び誓約書の作成

7月5日の夜、当該児童の父が甲小学校を訪問し、C 及び D が対応した。当該児童の父は、教員らに対して、当該児童の安全確保のために今後児童 X が当該児童に近づかないことや再発防止に加えて、児童 X の保護者から謝罪の際に誓約書を提出して

もらいたいという要望を伝えた。翌日、C [] 及び D [] は、児童 X の父と甲小学校で面談し、当該児童の父から要望があった誓約書の提出について伝え、児童 X の父はそれを了承した。

同月 7 日、C [] は、当該児童の父に、児童 X の父が誓約書の作成を了承したことを伝えた。翌日、当該児童の父は、誓約書の内容について甲小学校にて事前にチェックをしてほしいと要望した。

同月 9 日に、C [] 及び D [] は、児童 X 宅に家庭訪問を行った。その後、甲小学校は、当該児童の父及び児童 X の父と連絡を取り、謝罪の日程は、同月 18 日に決定した（以下、「謝罪会」という。）。

7 月 15 日、「児童を語る会」にて、管理職及び D [] から、全教員に対して、それまでの経緯について報告がなされた。同日、池田市教育センター³ 所長および池田市教育委員会指導主事⁴ が甲小学校を訪問し、謝罪会に同席する意向を示した。同日の夜、当該児童の父が甲小学校を訪問し、誓約書に再度同様の事態が生じた場合には児童 X が転校する旨の記述を要望したが、D [] は、それを児童 X の保護者に伝えることはできない旨を回答した。当該児童の父は、甲小学校からは伝えられないのであれば直接伝えたい、今から児童 X の父に連絡をしてもらいたいと要望した。甲小学校は、その場で、児童 X の父に電話をしたが、児童 X の父と連絡は取れなかった。当該児童の父は、転校に関する記述がなければ直接の謝罪は受けられないとの意向を示した。

翌日、改めて、D [] は、児童 X の父に連絡をし、当該児童の父の意向を伝えたが、転校に関する記述はできないとの回答があった。その回答を受けて、当該児童の父は、転校

³ 池田市教育委員会事務局内の児童・生徒支援等を担当する部署である。

⁴ 池田市教育センター所属（以下、同様）

に関する記述がなければ直接の謝罪を受けられないとの意向を改めて示し、謝罪会は中止となった。

謝罪会が中止となったため、池田市教育センターと甲小学校が相談して、A 校長から当該児童の父に対して面談の機会を設けることを打診し、当該児童の父と甲小学校で改めて面談をすることとなった。

6 謝罪会中止後

7 月 17 日、当該児童は、上記医療機関とは別の医療機関を受診し、「うつ状態」と診断された。

同月 18 日、当該児童の父は、A 校長、C 、D 、及び池田市教育センター所長と面談をし、主に、当該児童の様子と今後の支援方法についての話し合いが行われた。その中で、当該児童の父より、当該児童の状態が非常に悪いことや、甲小学校に関する情報を伝えてはいけないと医師から指導があったことなどの報告があった。この時に、池田市教育センター所長は、甲小学校外の相談機関や適応指導教室などの情報提供を行った。面談後、当該児童の父は、児童 X の転校に関する記述については、要望を取り下げる意向を示した。

同月 20 日、当該児童の父は、C を通じて、児童 X の父に話し合いたい旨を伝えたが、児童 X の父は、第三者が居ない状態で話し合うことは難しいとの意向を示した。また、C が当該児童の父と話をする中で、当該児童の父は、児童 X の保護者とのやりとりは一旦休止するとの意向を示した。そこで、C は、夏休み期間中も定期的に当該児童の父と連絡を取りたいことや、当該児童がよく訪れる公園に C が出向く方法により当該

児童と顔を合わせることにについて提案をし、当該児童の父から了承を得た。

7 夏休み期間中の甲小学校の対応

夏休みに入った 7 月下旬、C は、当該児童の保護者へ連絡を行った（連絡内容については不明である。）。

8 月 5 日以降、C は、当該児童に手紙を 2 回送付した。

同月 18 日、C は、当該児童の父に連絡した際、今後、C から当該児童への手紙の内容に、再発防止のための体制についての説明を含めるよう要請を受けた。

また、同日、甲小学校は、当該児童についてのケース会議を開催した。参加者は、B 、C 、D 、及び E （支援学級担当）であった。会議では、当該児童は 6 月 21 日から不登校になっていることなどのこれまでの経過を確認し、2 学期に当該児童が登校した際の対応を話し合った。

同月 23 日、いじめ不登校問題対策委員会⁵を開催し、A 校長、B 、C 、D 、及び G （特別支援コーディネーター）が参加した。2 学期始業式からの当該児童の登校にあたって、教室では必ず複数の教員で見守る体制とすることを確認した。

同月 24 日夕刻、当該児童と当該児童の母は、甲小学校を訪問した。当該児童及び当該児童の母は、C と面談し、最近の様子や宿題について 10 分程度話した。C は、当該児童が登校した際の対応について、別室にて授業を受けることなどを提案したが、当該

⁵ 甲小学校の校務分掌における「いじめ防止対策委員会」と思われるが、記録上の会議の名称は「いじめ不登校問題対策委員会」であった（以下、同様）。

なお、いじめ防止対策委員会は、法 22 条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」に位置付けられるものであり、甲小学校の校務分掌における とは別の組織である。

児童が希望していないとの返答があった。甲小学校としては、教員による見守りを増やし安心して登校できるようになって欲しいとの考えを当該児童らに伝えた。その後、甲小学校では、当該児童の保護者と継続して連絡をとることを教員間で共有した。

8 2 学期の甲小学校の対応

8月25日、D は児童 X の父に連絡し、2 学期開始後、当該児童が登校できていない状況を伝えた。

8月下旬から9月上旬頃、C は、当該児童の欠席に関してクラスの児童に話をした。その内容は、当該児童は登校しづらい状態にあること、C としては当該児童に登校してもらいたいこと、クラスの児童には当該児童が登校のきっかけとなるようなことを一緒に考えて欲しいことなどであった。

その後、クラスの児童は、C に対し、運動会等の行事の前に当該児童も参加できるのか、また、修学旅行に一緒に行けるのかなど、当該児童を心配するような質問をした。修学旅行については、クラスの児童が当該児童にお土産を買うという話になった。さらに、クラスの児童からは、ウェブ会議システムで、当該児童宅と甲小学校が接続できた場合、当該児童が手を振ってくれるだろうかという話もあった。

9月2日、臨時校内支援委員会を開催し、A 校長、B 、C 、D 、すべての支援学級担当教員、全学年の学年代表教員、及び養護教諭が参加した。当該児童が登校した際に学校で安心して過ごせるための体制を確認した。

同月4日、いじめ不登校問題対策委員会を開催した。C は、当該児童の状況等について現状報告し、また、8月24日夕刻に当該児童と当該児童の母が甲小学校を訪問し

た時の様子を報告した。

同月 7 日、甲小学校は、当該児童の父に適応指導教室について説明をした。

同月 14 日、C は、当該児童の父に適応指導教室が感染症対応で休止していたため利用が可能な時期について連絡した。

同月 10 日、池田市教育センターは、A 校長から報告を受け、当該児童の不登校について、法 28 条 1 項 2 号に基づくいじめ重大事態であることを確認した。池田市教育委員会指導主事は、重大事態調査結果報告書を甲小学校に提出するよう求め、それに関して助言した。

同月 21 日午前、B は、重大事態調査結果報告書を池田市教育センターに提出した。

10 月 4 日、当該児童は、適応指導教室の利用を開始し、その後、継続的に利用した。

同月 8 日及び同月 13 日、C は、当該児童の保護者に連絡したが繋がらなかった。

11 月 5 日、C は、当該児童の父へ連絡し、修学旅行のお土産をクラスの児童と一緒に持参することを提案して了承を得た上で、同月 8 日、修学旅行のお土産をクラスの児童と共に当該児童に届け、当該児童と話をした。

同月 15 日、C は、道徳の授業で、いじめ防止のための道徳授業資料を活用し、「クラスでよく起こるトラブルって何？」と題して授業を行った。

同月 19 日及び同月 26 日、C は、クラスでの配布物を当該児童宅のポストに投函した。

12 月 6 日、ケース会議を開催した。A 校長、B 、C 、D 、E 、F 、及び G ら多数の教員が参加し、卒業までの間に当該児童が登校した際の体制を確認し、

当該児童の不登校に対する支援について情報共有した。C [] は、これまでの経過を説明し、卒業までの対応として、定期的に手紙や配布物を届けること、保護者とも定期的に連絡をとること、及び当該児童や当該児童の保護者と卒業制作に関われないかを相談していくことを報告した。D [] は、校内支援委員会、いじめ不登校問題対策委員会、児童を語る会において対応をしている状況を報告した上で、教職員研修を実施することを提案した。また、いじめ対応のフローチャートが配布された。

同月 13 日、D [] は、研究部の研修担当として、「生活指導部によるプチ講座（15 分プチ講座）～チームで取り組むいじめ対応～」を実施した。事例検討を行い、いじめ対応のフローチャートや、ネットいじめ対応のフローチャートを配布した。

同月 16 日、校内外情報交換会議を開催し、乙中学校校長、スクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」という。）、SC、A校長、B []、C []、D []、E []、F []、及びG []ら多くの教員が参加した。当該児童の乙中学校進学において、フォローや支援方法、スケジュールについて情報交換した。

同月 22 日、甲小学校は、いじめ防止・対応研修「あなたは何を守りますか～すべての人の未来のために～」と題した教職員研修会を実施した。

9 3 学期の甲小学校の対応

令和 4 年 1 月 13 日、C [] は、当該児童の父から池田市内のフリースクールの利用について質問を受けた。

同月 14 日、D [] が同フリースクールに問い合わせをして新規の受け入れが中止となっていることを確認し、C [] は、当該児童の父にその旨連絡した。

3月18日、卒業式が挙行され、当該児童は甲小学校を卒業した。当該児童は、卒業式を欠席した。

第2部 評価及び検証

第1章 いじめの認定

1節 定義

本報告書において「いじめ」とは、法2条第1項に定められている「いじめ」をいう。具体的には、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」である。

2節 認定

1 いじめ行為

本調査においては、上記の事実経過から、次のいじめ行為が存在したと認定した。

- (1) 令和3年1月頃から6月頃までの間において、当該児童は、児童Xより、教室などで、字が汚いことを指摘されたこと
- (2) 当該児童が、6年生時に、クラスの児童より、宿題を提出しなかったことを指摘されたり、揶揄されたり、宿題を提出しない理由を聞かれたりしたこと
- (3) 当該児童が、6年生時に、児童Xより、宿題をしていなかったことを指摘されたり、宿題を提出するように言われたりしたことや、児童Xと当該児童がドッジボールをしていた際に、

当該児童が宿題をしていないからドッジボールで負けた旨を言われたりしたこと

- (4) 当該児童が、令和 3 年 6 月中旬、児童 Y より、他の児童と話をしている際に邪魔をされたり、「邪魔」「どいて」などと当該児童がきつく感じる言葉を言われたりしたこと
- (5) 当該児童が、令和 3 年 6 月 18 日、休み時間のドッジボールの練習中、児童 X より、ボールを強く当てられたこと
- (6) 当該児童が、令和 3 年 6 月 18 日、昼休みの時間に、児童 X より背中を叩かれたこと

2 いじめ該当性に関する説明

上記(1)ないし(6)の行為は、いずれも、当該児童が在籍する甲小学校において、クラスの児童が、当該児童に対して、心理的又は物理的な影響を与えたものといえる。かつ、それらの行為によって、当該児童は、心身の苦痛を感じた。したがって、上記 1 節のいじめの定義に基づき、上記(1)ないし(6)の行為をいじめと認定した。

ただし、上記(2)の行為については、具体的な言動、その時期や回数、さらには、具体的な加害児童の特定はできなかった。当委員会としては、具体的な言動や加害児童は特定できないものの、少なくとも、当該児童に対する宿題を提出しなかったことについての指摘や揶揄等が存在したことは認められると判断し、それにより、当該児童が精神的苦痛を感じたものと認めたものである。

3 認定できなかった事実

当該児童・保護者から申し入れがなされたが認定することができなかった事実があるため、以下、記載する。

なお、認定できなかった事実については、本委員会での調査において資料上認定することができなかったものであり、事実が存在しなかったことを本委員会が認定したものではないことに留意されたい。

(1) ごみ箱に関する出来事について

令和3年1月頃ないし5月頃までの間に、当該児童と児童Xとの間に教室のごみ箱と筆箱が関係するトラブルがあったことは認められたものの、具体的な内容は明らかとはならず、そのトラブルに関連して児童Xが当該児童に謝罪を求めたなどの事実は認定できなかった。そのため、当該児童は、児童Xより、ごみ箱と筆箱が関係するトラブルの際に、精神的苦痛を感じる言葉を言われた可能性は否定できないものの、当委員会の調査においては、いじめと評価できる言動は認められなかった。

(2) 児童Xの発言について

令和3年1月頃ないし6月頃の間、児童Xが、当該児童に対して、字が汚いという趣旨の発言を除き、当該児童の成績や足の速さについて発言をしたことは認められなかった。

(3) 児童Xの暴行について

令和3年4月ないし6月の間に、児童Xが、当該児童に対して、本章2節1(6)の行為を除き、当該児童の足や靴を踏んだり、背中を叩いたりしたことは、認められなかった。

第2章 C  による宿題の未提出に対する指導方法

1節 指導方法に関する知見

本件事案においては、C  による当該児童への宿題に関する指導方法が、当該児童の

不登校との関係において問題となりうると考えられるため、まず、宿題の指導方法に関する知見について述べる。

宿題に関する指導は、児童生徒への学習指導という位置づけと考えらえるところ、生徒指導との関係が十分に踏まえられていないことも少なくない。しかし、「学習指導の目的を達成する上で、また生徒指導の目的を達成し、生徒指導上の諸課題を生まないためにも、教育課程における生徒指導の働きかけが欠かせ」⁶ない。そのため、宿題の指導にあたっては、学習指導と生徒指導を分けて考えるのではなく、相互に関連付けながら、具体的な指導方法を検討する必要がある。

生徒指導提要においては、学習指導と生徒指導の関係について、「学習指導において、児童生徒一人一人に対する理解（児童生徒理解）の深化を図った上で、安全・安心な学校・学級の風土を創り出す、児童生徒一人一人が自己存在感を感じられるようにする、教職員と児童生徒の信頼関係や児童生徒相互の人間関係づくりを進める、児童生徒の自己選択や自己決定を促すといった生徒指導の実践上の視点を生かすことにより、その充実を図っていくことが求められてい」⁷るとされ、「学習指導要領の趣旨の実現に向け、全ての子どもたちが自らの可能性を發揮できるように『個別最適な学び』と『協働的な学び』を一体的に充実していく上で、特に発達支持的生徒指導の考え方を生かすことが不可欠」⁸とされている。

そして、宿題に関する指導は、児童生徒が学習意欲や家庭と連携した学習習慣を身に付けることができるようにするための指導であるところ、宿題に関する指導においても、個別最適な学びを充実させる必要があり、児童生徒理解に基づく、個に応じた指導、指導の個別化が

⁶ 文部科学省、生徒指導提要令和4年12月39頁

⁷ 文部科学省、生徒指導提要令和4年12月41頁

⁸ 同上

重要である。そのためには、学習内容の習熟の程度を把握するだけでなく、興味・関心、学習意欲や授業への参加状況、学習上のつまずきの原因の把握、家庭との連携など、児童生徒一人一人の学習状況のきめ細かな把握に努めることが必要である。

また、学校・教室において、児童生徒が学習に取り組むためには、学校・教室が安全・安心といえる場所となっていることが前提といえる。そのためには、間違いやできないことが笑われない、多様な個性が尊重される学習集団づくりへの取り組みが重要である。

2節 評価

1 指導の個別化

C□は、宿題の指導にあたって、授業中に宿題が未提出の児童だけを起立させて指導したことや、休み時間などに宿題を提出していない児童を教室内のC□の机付近に呼び出して指導したことがあった。その結果、クラスの児童は、誰が宿題を提出していないのかを認識できる状況であり、C□は、クラスの児童の面前で宿題を提出していない児童を指導することもあった。また、C□の指導方法は、宿題を提出しなかった理由を尋ねたり、今後宿題を忘れないようにするための方策について児童に答えさせたりするものであった。そして、C□の上記指導を受けた際、当該児童は、泣いてしまったり、多く汗をかいたりしたことがあった。加えて、C□が、当該児童が頻繁に宿題を提出していなかったことや指導中の当該児童の様子などを指摘したことにより、クラスの児童が笑うこともあった。

このような状況からして、当該児童は、C□の上記指導により、宿題を提出していないことが周囲に知られて自尊心や学習意欲が低下したり、注目を浴びる中で指導を受けたことにより過度の重圧や心理的負担を受けたりしたものと推測される。そして、他の複数

の児童がC□の指導が厳しいものであると感じており、当該児童のみならず、複数の児童が過度の重圧や心理的負担を受けていたものと推察される。

そのため、上記C□の指導方法は、児童が宿題に取り組み適時に提出できるようになることを意図したものであったが、C□の指導により、当該児童の学習意欲が低下したり心理的負担等があったりしたと考えられる上、令和3年5月下旬に当該児童が連続して2週間程度宿題が提出できずに宿題の提出状況が改善しなかったことからして、当該児童にとっては、不適切な指導であったと言わざるを得ず、個別の児童について深い理解に基づく指導や指導の個別化が不十分であったと考えられる。

2 安全・安心な学校・教室

そして、C□は、宿題を提出した児童に対して、宿題を提出していない児童に宿題を提出するよう声掛けを促したことがあった。C□は、宿題の指導として、他の児童との関係性の中で、宿題を提出していない児童の宿題に取り組む意欲を育む意図であったと思われるが、クラスの児童は当該児童が宿題を提出していないことを指摘したり揶揄したりすることがあった。

その結果、当該児童は、クラスの児童から指摘や揶揄を受けて、精神的苦痛を感じたり、自尊感情を低下させたりすることになったと推測される。また、当該児童は、そのようなC□□の声掛けやクラスの児童の言動に加え、頻繁に宿題を提出していなかったこともあいまって、学校・教室が安心して学習に取り組むことができない場所になっていったと考えられる。

そのため、C□が当該児童の宿題の提出について、クラスの児童に声掛けを促したこ

とは配慮に欠けた指導方法であったと言わざるを得ない。当該児童に対しては、宿題の提出が苦手であったからこそ、安全・安心に学習に取り組めるクラスづくりや当該児童が学習に取り組みやすい個別の指導方法をとるべきであったと思われる。

第3章 不登校に至った心理的要因といじめ等との関連性

1節 不登校に関する知見

令和2年度に関する「不登校児童生徒の実態把握に関する調査報告書」⁹(以下、「調査報告書」という。)によると、最初に学校に行きづらいつと感じたきっかけは、小学生では、「先生のこと」(29.7%)、「身体の不調」(26.5%)、「生活のリズムの乱れ」(25.7%)、「きっかけが何か自分でもよくわからない」(25.5%)、「友達のこと(いやがらせやいじめがあった)」(25.2%)、「友達のこと(いやがらせやいじめ以外)」(21.7%)など、そのきっかけは多岐にわたる結果であった。この調査報告書では、複数回答による方法としたことによって、学校に行きづらくなったきっかけは多様であり、不登校児童生徒にとって学校に行きづらくなったきっかけは一つではなく複数あることが明らかとなった。

また、不登校は、疾病概念ではないため病因と呼ぶべきものではなく、児童・生徒、家庭、学校の三領域に存在する諸要因の総和ないし相互作用として発現してくると考えておくのが実際的である。

当該児童の不登校の背景要因についても、上記のような多角的視点での分析が必要であるが、当該児童が不登校に至った心理的要因といじめ等との関連を検討する。

⁹ 文部科学省、不登校児童生徒の実態把握に関する調査企画分析会議、令和3年10月

2節 当該児童が不登校に至った背景要因

当該児童が不登校に至った背景要因としては、上記いじめと認定した事実やそれによる当該児童の心身の苦痛に加え、以下の要因があったと考えられる。

1 不登校に至るまでの状況

当該児童は、6月中旬より、学校を休みたいと保護者に話すようになった。当該児童の当初の訴えは腹痛やしんどいというものであったが、同月20日頃には児童Xから嫌なことをされているから学校に行きたくないと保護者に話すようになった。

また、クラスの中には、6月中旬に、当該児童の雰囲気や暗いと感じた児童もいた。

以上から、当該児童は、同月21日に甲小学校を欠席し始める以前から、体調や気分の不調を表出していた。

2 援助希求

当該児童は、5年生時3学期に、当時の担任であったB に児童Xから嫌がらせを受けていることを相談したことがあった。本調査では、その嫌がらせの内容やB の対応状況は認定できなかったが、反対に言えば、B の対応が十分ではなかった可能性も否定できず、当該児童としては、嫌がらせはなくなったと感じていたものの、B の対応が十分な対応とは感じられなかった可能性がある。

そのため、当該児童は、B に援助希求してもなお助けてもらえなかったという無力感や失望感を持った可能性がある。

3 宿題の未提出

当該児童は、4年生時から宿題を全て提出することができないときがあった。当該児童の保護者は、当時の担任であったB \square と、特別支援コーディネーターであったG \square に対し、それについての相談をしている。また、当該児童は、5年生時では、宿題を半分程度提出していた。B \square が指導をしないと宿題の未提出は続き、指導をしても最終的に宿題を全部提出するのは難しい状況であった。そして、6年生時の担任であったC \square は、学年当初の引き継ぎの際、当該児童が宿題の提出ができないことがあるとB \square より説明を受けている。実際に、当該児童は、6年生時においても、宿題を提出できないことが多かった。

以上の経緯から、当該児童は、4年生時から宿題を全て提出することには課題を有していた。

4 宿題の未提出に対するC \square の指導等

第1部第3章3節2にて述べたとおり、当該児童は、宿題を提出できないことが多く、頻繁にC \square から宿題の提出について指導を受け、時にはクラスの児童の面前で指導されることもあった。C \square による指導の際、当該児童は、泣いてしまったり、多く汗をかいたりなどの反応をしていることから、心理的苦痛があったものと推察される。また、当該児童が頻繁に宿題を提出していなかったことや指導中の当該児童の様子をC \square が指摘したことにより、クラスの児童が当該児童のことを笑うこともあり、それによっても、当該児童には心理的負担があったものと推察される。

そして、C \square は、児童Xを含む宿題を提出していた児童に対して、当該児童を含む宿題

を提出していない児童に宿題を提出するように声掛けを促したことがあった。それを受けて、休み時間などで、当該児童は、宿題をしていないことをクラスの児童から指摘されたり、揶揄されたりしたことがあり、また、児童 X の当該児童に対する宿題を提出していないからドッジボールで負けた旨の発言もあった。これらについても、当該児童からからかわれるのは嫌である旨の発言を聞いた児童もあり、当該児童は心理的苦痛があったと推察される。

このようなC□による宿題の未提出に対する指導とそれによって生じたクラスの児童の言動は、当該児童には相当な心理的負担となっていたものと思われる。

5 フラッシュバックや希死念慮などの当該児童の心身の状態

当該児童は、令和3年7月5日に医療機関を受診し「PTSD 疑い」の診断を受けている。当該医療機関の診断は、当該児童にはいじめられた場面のフラッシュバックが発生しており、当該児童が甲小学校を回避している状態が継続しているというものであった。医療機関への受診のきっかけは、保護者が、家庭内にて当該児童に希死念慮が見られたことを心配したためであった。その後、当該児童は、カウンセリングも可能である別の医療機関を受診し、通院を継続した。当該児童の心身の調子には波があり、投薬治療も続いた。また、当該児童は、不登校に至って以降、寝付きが悪く朝は起きられないため、睡眠が不安定となっていることが継続していた。

令和4年2月頃においても、当該児童は、いじめられたことを思い出して、悲しくなったり怖くなったりすることが度々あり、それは就寝前にも時々ある状況であった。また、当該児童は、死にたい、生きているのがつらいなどと保護者に度々話していた。

以上のような心身の状況から、当該児童において、再登校が困難な状態が継続したもの

と思われる。

3節 不登校といじめとの関連性

1 援助希求がしづらい状況

当該児童が5年生時3学期にB \square に児童Xから嫌がらせを受けていることを相談したことについて、当該児童としては、B \square の対応が十分な対応とは感じられなかった可能性があり、それが6年生時において、児童Xについて早期に担任教員であるC \square への援助希求をしづらくした要因となった可能性がある。

また、C \square による当該児童への宿題の未提出に対する指導は、当該児童の援助希求をより一層しづらくしたものと考えられる。そのため、当該児童は、不登校に至る直前の令和3年6月18日まで、C \square への援助希求がしづらい心理状況であったと思われる。

2 短期的重畳的な心理的負担

その上で、第2部第1章2節1で認定したいじめ行為に関して、当該児童は、各行為によって心身の苦痛を感じたものであるが、それらは、約6か月という比較的短い期間に連続して起こっている。

合わせて、C \square による当該児童への宿題の未提出に対する指導がなされ、当該児童は、自尊感情や学習意欲が低下したり、過度の重圧や心理的負担を受けたりした。また、C \square によって宿題を提出するように声掛けを促されクラスの児童が当該児童に対し宿題を提出しなかったことを指摘したり揶揄したりしたことにより、当該児童は、さらに自尊感情が低下したり学習意欲が低下したりし、次第に学校・教室が安心して学習に取り組むこと

ができない場所となっていたものと思われる。

また、C  によって宿題を提出するように声掛けを促され、児童 X を含むクラスの児童が、当該児童に対し、宿題を提出しなかったことを指摘したり揶揄したりした状況は、いわゆる「いじり」の様態に近く、遊び感覚(遊戯性)で繰り返された可能性があり、その中で当該児童の傷付きの程度が大きくなったものと思われる。

そのため、当該児童は、相当な心理的負担を短期間に受けていたことが推察される。

3 クラスの状況

また、児童 X を含むクラスの児童が、当該児童に対し、宿題を提出しなかったことを指摘したり揶揄したりしたことなどがあったが、加害児童以外の児童が、いわゆるいじめの 4 層構造における「観衆」や「傍観者」となっていた状況と思われる。このようなクラスの状況の下で、当該児童は、孤立や不安を感じ、学校生活を維持するのが難しいと考えるようになったものと推察される。

4 宿題の未提出

そして、当該児童は、4 年生時から、宿題を全て提出することに課題を有していた。そのことから、当該児童が宿題の提出自体にも心理的負担を感じていたことが推察される。

そのため、宿題の未提出に対する指導への当該児童の心理的負担は高いものとなっていたと推察される。

5 まとめ

本章 1 節で述べた様に、不登校の背景要因やきっかけは多岐に渡ることが多い。そして、これまでに述べた当該児童が不登校に至った心理的要因は、いじめ行為やC \square による指導、宿題の提出自体に起因する心理的負担であり、多岐に渡っている。それらの心理的要因は、前述の調査報告書に記載されている学校に行きづらいつと感じたきっかけと同一と言えるものも多い。

そのため、当該児童は、第 2 部第 1 章 2 節 1 で認定した各いじめ行為が直接の原因で不登校になったとは言い難いが、各いじめ行為が心理的負担となり、また、当該児童にとって援助希求がしづらい状況において、C \square の宿題に関する指導やクラスの状況、当該児童が全ての宿題を提出することができない課題を有していたことなどから起因する心理的負担も積み重なったことから、当該児童は、心身の不調を引き起こし、不登校になったものと思われる。

なお、当該児童は、齋藤の不登校の臨床的特徴 4 つの分類¹⁰を参考にすると、受動型不登校、すなわち「学校生活や仲間関係の迫力に圧倒され萎縮している子どもが周囲からは仔細にみえるストレスの追加によって、学校にそれ以上とどまれないほど不安が亢進した結果始まる不登校」に近い状態ではないかと思われる。

そして、甲小学校においては当該児童が不登校となった令和 3 年 6 月 21 日以降、再登校を視野に入れた組織的取り組み等が十分ではなく、当該児童は、同年 7 月 5 日に「PTSD 疑い」と診断される心身の状態となり、6 年生時 2 学期以降の再登校も困難となっている。それらから、当該児童の不登校が長期化したものと考えられる。

¹⁰ 齋藤万比古、増補 不登校の児童・思春期精神医学、金剛出版、平成 28 年

第4章 甲小学校のいじめ対応

1節 いじめ及びいじめの疑いとしての認知

1 本件事案におけるいじめ認知

本件事案において、甲小学校は、当該児童・保護者からのいじめの訴えや当該児童の苦痛を感じている心身の状況を把握していたにも関わらず、把握した直後に、いじめ及びいじめの疑いとして認知することができなかった。

本件事案で、いじめ認知が即時にできなかった事象は、以下の通りである。

(1) 当該児童への児童 Y の発言

令和 3 年 6 月中旬、当該児童は、児童 Y より「邪魔」「どいて」などと言われ、その発言を母に相談したところ、当該児童の母が C に連絡をし、C と当該児童・保護者との面談で、児童 Y の発言に当該児童がきつく感じたことと訴えた。その後、C は、クラスの児童に対し、言葉遣いの注意をしたものの、当該児童が児童 Y から謝罪を受け納得したことから、当該児童が心身の苦痛を感じたいじめの疑いがあるものとして、いじめ認知をすることができず、いじめ防止対策委員会への報告等ができなかった。

(2) ドッジボールに関する出来事等

令和 3 年 6 月 18 日、C は、当該児童から、児童 X からボールをあてられたことや背中を叩かれたことなどの相談を受けた。C は、当該児童と児童 X から事情を確認し、当該児童と児童 X が双方謝罪したこともあり、いじめとして認知することができなかった。

その上、同月 21 日、C は、児童 X の母より、当該児童が児童 X のことが怖くて学校に行けないと話しているとの連絡があった。そのような連絡を受けた後、C は、同日以

降の当該児童の欠席についてD やB に報告をしたが、いじめやいじめの疑いがある事案としては報告しておらず、結果、甲小学校としていじめ認知ができなかった。

(3) 小括

上記(1)(2)において、C としては、当該児童が心身の苦痛を感じている疑いがあると認識すべきであり、速やかにいじめとして認知し、いじめ防止対策委員会(学年の同委員会担当教員や管理職等)にその旨を報告すべきであったといえる。

2 甲小学校全体としてのいじめ認知の意識

令和3年6月25日、当該児童の学期末保護者懇談にて、当該児童の保護者より、児童Xから当該児童へのいじめがあるとの訴えがあった。これを受けて、甲小学校では、同日に が開催されたが、事実調査の必要性や調査方針が協議された記録がなく、協議内容や対応方針が不明であった。同会議は、いじめ防止対策委員会ではなく、また、同会議でいじめ認知もなされなかったことから、甲小学校全体としてのいじめ認知の意識の低さが窺える。

3 いじめ認知の意識の低さの要因

上記1、2に見られるようないじめ認知の意識の低さは、以下の要因があったと推察される。

- (1) 教職員において、いじめの定義の理解が不十分であり、また、いじめの定義の理解を徹底するための研修等も十分に実施されていなかった。
- (2) 甲小学校いじめ防止基本方針において、いじめの発見・通告を受けたときは、

」すると記載されているが、本件事案においては速やかないじめに関する報告はなく、上記基本方針の内容を教職員が理解しておらず形骸化していた。

(3) 甲小学校いじめ防止基本方針においては、いじめ及びいじめの疑いを認知した場合には、

」することになっているが、甲小学校においては、教職員がいじめ及びいじめの疑いを認知した際に、当該事案を報告すべき担当者・時期やいじめ防止対策委員会で情報を共有するための方策(情報集約担当者の有無等)が明確でなく、教職員が報告しやすい、また、いじめ事案の内容を共有しやすい体制ではなかったと考えられる。

2節 いじめ事案に対する組織的対応

1 甲小学校のいじめ防止基本方針

甲小学校のいじめ防止基本方針のうち、いじめ事案の対応については、下記の記載がある。そこで、いじめ防止基本方針の内容を踏まえて、本件事案における甲小学校のいじめに関する組織的対応について検証する。

記

」

」

」

」

」

[Redacted content]

2 初期対応

(1) いじめ防止対策委員会の開催

甲小学校において、当該児童に関するいじめ防止対策委員会が開催されたのは、令和3年8月23日であった。上記のとおり、C は、当該児童に関するいじめを認知すべき機会があったが認知できなかったため、それまでいじめ防止対策委員会が開催されることはなかった。

また、当該児童の保護者からいじめの訴えがあった同年6月25日時点で、当該児童に関する が開催されたものの、管理職を含めて誰からも、いじめ防止対策委員会の開催の必要性は指摘されなかった。なお、いじめ防止対策委員会は、
 D が招集して開催することが校務分掌に記載されているが、

D[]が同年6月25日にC[]から当該児童の保護者からいじめの訴えがあったことの報告を受けた際、[]が開催されたものの、D[]はいじめ防止対策委員会の開催を招集しなかった。

このように、甲小学校において、当該児童について早期にいじめ防止対策委員会が開催されなかったことは問題であり、いじめ防止対策委員会の役割やその重要性が理解されていなかったことは大きな課題である。

(2) 事実認定

上記のとおり、令和3年6月25日に[]が開催されたが、同会議では、事実調査の必要性及び調査方針等が協議されたことが窺われる事情はなかった。甲小学校においては、いじめの事実の有無の確認がなされることはなく、事実の有無が判断されないまま対応を進めたため、その後の対応が場当たりのものになった。そのため、当該児童・保護者、並びに、児童X・保護者への支援や指導が適切になされず、本件事案の重大化・長期化を招いたといえる。

(3) 各当事者への対応

ア 当該児童・保護者への対応

令和3年6月21日に当該児童の母は甲小学校にC[]への面談の申し入れをしたが、その後、当該児童が欠席を続けているにもかかわらず、同月25日の学期末保護者懇談まで、C[]が、当該児童・保護者から事情や心情を十分聞き取ることはなかった。

その後も、甲小学校が事実調査の必要性や調査方針について当該児童・保護者に説明しない状況において、C[]は、児童Xの謝罪の手紙を当該児童に渡すことを優先して実行した。C[]としては、謝罪の手紙により当事者間の問題解決を図ろうとしたものと思わ

れるが、事実の有無が判断されておらず、当該児童・保護者の心情を十分に理解できていない段階で謝罪の手紙を当該児童に交付することは、当事者間の問題解決には繋がらなかった。

そして、令和3年6月21日以降、甲小学校は、当該児童の保護者への連絡は専らC□□が担当していたところ、当該児童との面談や聞き取りができない状況が続いた。甲小学校としては、当該児童との面談を実現するために、家庭訪問の方法やタイミング、C□□以外の当該児童・保護者へのアプローチも模索すべきであったが、それがなされたことが窺える事情はなかった。

イ 児童 X・保護者への対応

令和3年6月21日、児童Xの母から連絡を受けた後、C□□は、児童 X への聞き取りを行ったが、その聞き取りは、C□□のみで行われ、事実確認が十分になされたとは言い難い。

また、児童 X は、C□□の提案により謝罪の手紙を書いたが、C□□は、児童Xの保護者にその旨を事前に説明していなかった。そして、C□□が事実の有無や児童Xの心情を十分に理解しない状態で、児童Xが謝罪の手紙を作成したが、その内容は事実や児童Xの心情を十分に反映したものにはなっておらず、当該児童の保護者から理解が得られなかった。その結果、謝罪の手紙を当該児童に交付することは、当事者間の問題解決には繋がらなかった。

3 いじめ防止対策委員会

甲小学校ではいじめ防止対策委員会が中核となり、学校全体としての共通の理解の下

で、保護者と連携しながら、いじめ事案の情報共有、事実調査及び認定、並びに、被害児童への支援や加害児童への指導を行う必要があった。しかし、甲小学校では、いじめ防止対策委員会は令和3年8月23日まで開催されなかった。

一方で、甲小学校では、令和3年6月25日から当該児童に関する異なる名称の会議が複数回開催されている。いずれの会議においても、事実調査の必要性や調査方針の検討内容、ひいては、認定した事実についての記録がなく、情報共有と保護者の要望等についての対応が主な協議内容となっていたことが窺えた。

なお、当委員会に提出された資料の中には、当該児童に関する会議の記録は、ほとんどなく、記録があるものについても協議内容が明確になっているものはなかった。そのため、甲小学校では、情報共有や対応の見直しが困難であったと推察され、適切な対応がなされなかったと思われる。

いじめ防止対策委員会ではない会議の中でも、実質的には、同委員会で協議すべき内容を協議する場合も考えられるが、甲小学校においては、いじめ防止対策委員会で協議すべき内容が十分に他の名称の会議で協議されたとは認められなかった。

その結果、保護者の要望に対する甲小学校の場当たりの対応が増えたと考えられる。

3節 多職種連携

1 いじめ防止対策委員会

甲小学校のいじめ防止基本方針では、いじめ防止対策委員会の構成員に、SC・SSW  が含まれている。それは、チーム学校として、専門的知見を踏まえた対応が求められているためである。しかし、甲小学校では、SC 及び SSW が各会議の構成員とし

て参加しておらず、令和3年12月16日の中学校進学に向けた校内外情報交換会議のみに参加している。そのため、いじめの事実調査の必要性や調査方針、事実認定、さらには被害児童への支援や加害児童への指導、並びに、保護者対応に関して、専門的知見が生かされることはなく、仮に参加していたとすれば、専門的見地を踏まえて、より適切な対応がなされた可能性があった。

2 SCとの連携

また、いじめ防止対策委員会にSCが参加していなかったとしても、甲小学校においてはSCが月2回勤務していたのであり、SCの勤務時に当該児童に関する相談も十分に可能であったが、相談が実施されたことを窺わせる記録はなかった。甲小学校において、SCに対して当該児童に関する相談をしていたとすれば、当該児童・保護者のアセスメントを丁寧に行い、子ども理解や保護者理解を踏まえて、心情に寄り添った対応が可能であったといえる。

3 SSWとの連携

SSWは、事案を客観的・俯瞰的にとらえ、保護者と学校間の関係調整の役割を担うところ、本件事案においては、当該児童の保護者からいじめの訴えがあった同年6月25日以降で、甲小学校がSSWに当該児童に関する相談をしたことを窺わせる記録はなかった。保護者の要望に学校が応えるなどの場当たりの対応が改善せず、学校と保護者が協働していく関係性の構築が進まなかったのは、上記のようなSSWの役割が活用されなかったことも一因である。

4 節 まとめ

以上のように、本件事案では、いじめの認知が遅れ、いじめ防止対策委員会を中心としたいじめの対応が組織的に行われなかった。いじめ防止対策委員会の開催、いじめ防止対策委員会による事実調査・事実認定、及び、多角的なアセスメントに基づいた各当事者への支援や指導、並びに、保護者対応がなされなかった。このことから、本件事案における当該児童へのいじめ対応に関し、甲小学校の対応全体に大きな課題があったといえる。

5 節 家庭と学校の連携

なお、本件事案におけるいじめ対応とは別途、家庭との連携の観点から、甲小学校としての課題を挙げておく。

当該児童は、4年生時から宿題を全て提出することに課題を有していたところ、当該児童の保護者は、そのことについて当時の担任であった B と特別支援コーディネーターであった G に相談していた。それについて、甲小学校は、宿題は家庭で取り組むものという前提に立ち、当該児童の課題に対する適切な対応を保護者と話し合うことはなかった。当該児童が6年生時においても、C が当該児童の課題に対する適切な対応を保護者と話し合うこともなかった。しかしながら、甲小学校として、保護者と共に、当該児童の宿題に関する課題の背景を見立てて、支援方針を協議することは可能であったと考えられる。当該児童の宿題に関する課題が生じ始めた時期から、家庭と連携して、当該児童の課題にアプローチできていなかったことが本件事案にも影響していると推察される。

第5章 池田市教育委員会(池田市教育センター)の対応

1節 平時の取り組み

池田市いじめ防止基本方針に基づき、池田市では、「池田市いじめ・不登校問題対策委員会」を設置し、同委員会にて、いじめ状況等の分析、防止対策が検討されている。また、池田市教育委員会では、いじめに関する専門家機関として、附属機関である「池田市いじめ等生徒指導課題対策専門家委員会」を設置し、定例会議にていじめ問題等の調査及び助言を受けている。

池田市教育委員会(池田市教育センター)は、池田市いじめ等生徒指導課題対策専門家委員会での助言等を踏まえて、生徒指導・教育相談に関する研修や指導助言、及び、各学校の生徒指導担当者の定例会議を実施している。各学校に、学校いじめ防止基本方針の提出を求め、内容の確認と指導助言を行い、また、校内いじめ対策組織が校内体制に位置付いているかどうかを確認するため、校務分掌表の提出を求め、確認の上で改善の必要な点について指導助言を行っている。また、いじめ事案に関して、新規事案及び継続事案について各学校に月例報告を求め、経過の確認を含めた指導助言を行っている。

2節 本件事案における対応

本件事案における池田市教育委員会(池田市教育センター)の対応は次のとおりである。

令和3年7月1日、甲小学校管理職は、当該児童の状態等について、池田市教育委員会に報告した。

同月15日、池田市教育センター所長および池田市教育委員会指導主事は、甲小学校を訪問し、謝罪会に同席することを決めた。

同月 18 日、池田市教育センター所長は、当該児童の保護者と A 校長らとの面談に同席し、池田市の相談機関や適応指導教室などの情報提供を行った。

9 月 10 日、池田市教育センターは、A 校長から報告を受け、当該児童の不登校について、法 28 条 1 項 2 号に基づくいじめ重大事態であることを確認した。池田市教育委員会指導主事は、重大事態調査結果報告書を甲小学校に提出するよう求め、それに関して助言した。

同月 21 日、B  は、重大事態調査結果報告書を池田市教育センターに提出した。その後、重大事態調査結果報告書は、数回訂正がなされた。

10 月 13 日、池田市教育センター所長及び池田市教育委員会指導主事は、甲小学校を訪問し、令和 3 年 10 月 11 日付「第三者委員会によるいじめ重大事態調査申入書」に関して、A 校長及び B  と協議した。

令和 4 年 2 月 3 日、当該児童の父は、池田市教育センター所長に対し、乙中学校への引き継ぎ及び入学にあたっての配慮事項の確認のため、乙中学校との話し合いに同席するよう依頼した。

同月 16 日、乙中学校にて、当該児童の保護者と乙中学校の話し合いがあり、池田市教育センター所長が同席した。

3節 評価

池田市教育委員会(池田市教育センター)は、池田市いじめ防止基本方針を策定、改訂し、それにもとづいて、池田市は「池田市いじめ・不登校問題対策委員会」を、池田市教育委員会は「池田市いじめ等生徒指導課題対策専門家委員会」を設置し、いじめ問題への対策する組織体制がとられていることは評価できる。また、池田市教育センターは、各学校へ指導助

言を行う体制をとっていることは評価できる。

そして、本件事案において、令和3年7月18日以降、池田市教育センター所長が当該児童の保護者との面談等にあたって、適宜、同席や情報提供の対応を取っていることも、保護者に寄り添った対応として評価できる。

一方で、池田市教育委員会（池田市教育センター）は、令和3年7月1日に、甲小学校から当該児童の状況について情報を得て、6月21日から欠席が続いているいじめ又はいじめの疑いがある事案と認識して対応を開始したものと想定される。池田市教育センターは、以後、甲小学校への指導助言を継続的に行っていたと思われるが、前述のとおり、甲小学校の対応が不十分であったことからして、必要な指導助言がなされていたとは考え難い。なお、いじめ認知に関する指導助言、事実調査の方針・方法に関する指導助言、校内いじめ対策組織の開催や検討内容に関する指導助言、及びSCやSSWの活用についての指導助言等について、それらがなされたかどうか、また、十分なものであったかは、池田市教育センターから提供された資料からは確認できなかった。

第3部 提言

第1章 甲小学校のいじめ対応に関する提言

1節 いじめ認知

本件事案に関し、既に述べたとおり、甲小学校においては、当該児童が児童Yから「邪魔」「どいて」などと言われてきつく感じたと言った際に、当該児童が心身の苦痛を感じている疑いがあると認識すべきであった。また、当該児童からドッジボールに関する出来事等（ボールをあてられたことや背中を叩かれたことなど）の相談がなされた際にも、いじめ又はいじめの

疑いがあると認識できなかった。そして、甲小学校では、いじめの疑いがあるとして、学年の教員や管理職等に速やかに報告されず、校内いじめ対策組織で協議することができなかった。甲小学校においては、当該児童の心情を丁寧に聞き取って寄り添う必要があり、また、聞き取った内容からいじめの兆候が見られる場合には、校内いじめ対策組織にて、複数の教職員で的確に関わり、組織的な対応を行う必要があった。

このような甲小学校の課題に関し、いじめを積極的に認知し早期の組織的な対応を開始するためには、例えば、「いじめに関する校内研修ツール Ver.2.1」(国立教育政策研究所)を用いた研修を行い、いじめに対する考え方や感じ方、取り組み方を自己点検することを提案したい。また、研修の実施にあたっては、事例を小グループで検討してその内容を全体で共有することで、参加者がいじめに関して共通の認識を持てるような取り組みも有用である。

加えて、教職員が子どもの毎日の生活の中でのいじめのサインに気づくように、いじめのサイン発見シート(文部科学省)を活用することや、また、いじめ対応について、【教員用】いじめ対応セルフチェックシート(大阪府教育委員会)を利用していじめの基本認識、未然防止、早期発見などの項目に回答して振り返ることを、学校全体で取り組むことも考えられる。

2節 校内いじめ対策組織

1 いじめ事案発生時

上記のとおり、甲小学校いじめ防止基本方針においては「

」が明示されているところ、本件事案では、早期にいじめ防止対策委員会が開催されず、他の名称の会議がなされたものの、いじめ防止対策委員会の役割やその重要性が理解されていなかった。そのため、甲小学校においては、事実調査の必要性及び調査

方針等が協議されず、いじめの有無等が調査されないまま、当該児童・保護者や児童Xから事情や心情を十分聞き取ることもできず、場当たりの対応となった。

甲小学校いじめ防止基本方針では、いじめ防止対策委員会の構成員に、SCとSSWが含まれている。それは、チーム学校として、専門的知見を踏まえた対応が求められているためである。しかし、甲小学校では、いじめの事実調査の必要性や調査方針、事実認定、さらには被害児童への支援や加害児童への指導、並びに、保護者対応に関して、SC及びSSWの専門的知見が生かされず、その後の適切な対応に繋がらなかったと考えられる。

そこで、いじめの疑いのある情報があった場合は、管理職のリーダーシップの下、個別のいじめ防止対策委員会を開催し、SCとSSWの専門的知見を得て、初期対応の方針を定めることが重要である。特に、いじめの事実の有無を判断するための調査方針や調査方法は、複数の教職員で検討し、対応することが重要である。また、いじめ防止対策委員会においては、関係児童・保護者のアセスメントを丁寧に行い、子ども理解や保護者理解を踏まえて心情に寄り添った対応が必要であり、学校と保護者が協働する関係性の構築を進めるためにも、SCとSSWの専門的知見を得ることができる体制を整える必要がある。

また、いじめ防止対策委員会がこれらの役割を十分果たすためにも、いじめの疑いがあると判断された場合における、当該事案を報告すべき担当者や報告時期、いじめ防止対策委員会の招集・開催方法、参加者、いじめ防止対策委員会で情報を共有するための方策（情報集約担当者の選定等）、SCやSSWとの連携方法、及びいじめ防止対策委員会での協議事項を整理し、学校内において明確化し、各担当者が理解しておく方を検討されたい。

その上で、いじめに関する情報を共有するため、また、いじめ対応を検証してよりよい対

応方針を検討するためにも、いじめ防止対策委員会の議事録を作成することは不可欠といえる。甲小学校において、いじめ防止対策委員会の議事録を確実に作成し、後日検証できる程度の内容を記載するよう、いじめ防止対策委員会の運営方法を改める必要がある。

なお、例えば、いじめの事実の調査に関しては、個別アンケートの実施、ヒアリング調査における目撃者などの対象者の選定、それに伴う聴取者の選定、ヒアリング調査の場所・時間の工夫なども検討対象となり、また、関係児童・保護者との関係構築についてSCやSSWによる対応も考えられるため、いじめ防止対策委員会にてそれらの対応策が広く検討できるよう協議事項の整理を行う必要があると考えられる。

2 未然予防等

また、いじめ防止対策委員会は、甲小学校いじめ防止基本方針に基づく対応がなされているかどうかを確認する役割を果たす必要がある。そのためには、各いじめ事案の対応を個別に又は定期的に検証したり、いじめ対応における課題が判明した場合にはその課題や対策を速やかに教職員全体に共有したりするなどの取り組みを積極的に行うことが求められる。いじめ防止対策委員会は、年間計画に位置づけられているのであるから、定例会議として開催し、それらの検証等を行うことが考えられる。それらの課題や対策を踏まえ、教職員の資質向上のための校内研修を企画し、計画的に実施していくことも必要である。

そして、いじめ防止対策委員会は、いじめの未然防止として、発達支持的生徒指導の観点から人権教育や市民性教育を進め、仮に問題行動などが発生した際に、児童自身が自事として考え、望まれる行動をすることができるなど、児童の自治性・主体性を高められるような取り組みを進めていくことが求められる。例えば、脱いじめ傍観者教育を実施した

り、学級活動や児童会などでいじめ問題に関わる内容に取り組んだり、道徳科や学級・ホームルーム活動において、児童に学校いじめ防止基本方針についての説明を行い、いじめの定義や学校がいじめ防止の取り組み内容を伝えたりすることが考えられる。

さらには、早期発見の取り組みとして、いじめ防止対策委員会は、教職員に日々の健康観察や学校生活アンケートと個人懇談を行うよう指示の上、いじめの兆候が見られた場合には、児童の安全確保とともに、いじめ防止対策委員会へ報告を行わせることが考えられる。

第2章 宿題の指導方法に関する提言

上記のとおり、による宿題に関する指導方法や当該児童が宿題を全て提出できない課題について述べたところであるが、宿題については、小学校学習指導要領(平成29年告示)解説総則編では、「『家庭との連携を図りながら児童の学習習慣が確立するよう配慮すること』の重要性を示して、家庭との連携を図りながら宿題や予習・復習など家庭での学習課題を適切に課したり、発達の段階に応じた学習計画の立て方や学び方を促したりするなど家庭学習も視野に入れた指導を行う必要がある。」と述べている。

そのため、甲小学校としては、宿題を家庭での学習習慣の確立ととらえなおし、保護者と共に、当該児童の宿題に関する課題の背景を見立てて、個別に支援内容を検討していくことが必要であった。宿題を全て提出できない課題について、課題が多くて提出できないのか、課題が難しく提出できないのかなどのその理由を詳しく聞き取り、その課題の要因を多角的に分析する必要があった。そして、分析した要因を踏まえて、宿題を学習習慣の確立を目標として、個別の宿題を提案するなどの個別対応が必要であったと思われる。

個別対応においては、宿題の頻度、宿題の量について調整したり、宿題の内容を選択したり、宿題の取り組む方法について家庭と連携したりするなどが考えられ、それについて、学校全体として取り組む姿勢が望ましいといえる。また、個別対応の検討にあたっては、自尊感情や学習意欲を高める方向で、実施する必要があると思われる。

本件事案を踏まえ、甲小学校においては、宿題の提出に課題のある児童への指導にあたって、上記に留意して行われたい。

第3章 不登校対応に関する提言

不登校児童生徒が学校に行きづらくなるきっかけは、単一の要因でなく複数あり、不登校の背景要因は、児童・生徒、家族、学校の三領域にある諸要因の総和ないし相互作用と考えられる。また、当該児童の不登校について、本調査で認定した各いじめ行為が心理的負担となり、援助希求しづらい状況、宿題についてのC□の指導、クラスの状況、全ての宿題を提出できない課題に起因する心理的負担が心身の不調を引き起こし、不登校につながったと考えられることはすでに述べたとおりである。

以上のような背景要因の整理とアセスメントから、自己肯定感の回復や、援助希求が容易な関係を構築していくことが、当該児童の不登校後の支援として必要であったと考えられる。当該児童の自己肯定感の回復のために、甲小学校としては、個別指導の場面等で自己有用感を得られる機会を設けることを提案したり、学級活動などの集団場面が当該児童にとって安全で安心な環境となるように当該児童・保護者と協議したりすることが有効であったと考えられる。また、援助希求に関する教員の対応としては、当該児童が困っていることや助けが必要であるという状況や心情について、当該児童が教員に共感して受けとめてもらったと感じられる姿勢が

必要であったと思われる。

そのため、甲小学校においては、本件事案の反省を踏まえて、不登校の背景要因をアセスメントし、それを踏まえた不登校児童への対応を行えるよう、教職員の資質向上に努められたい。

第4章 池田市教育委員会（池田市教育センター）に対する提言

本件事案の対応に関し、池田市教育センターは、令和3年7月1日以降、いじめ又はいじめの疑いがある事案と認識して対応を開始したものと想定されるが、甲小学校の対応が不十分であったことからして、必要な指導助言がなされていたとは考え難い。池田市教育センターは、池田市いじめ防止基本方針の第2章3項に即して、いじめ認知に関する指導助言、事実調査の方針・方法に関する指導助言、校内いじめ対策組織の開催や検討内容に関する指導助言、及びSCやSSWの活用についての指導助言等、甲小学校への指導・支援を的確に実施しなければならなかった。特に、池田市教育センターは、いじめを受けた児童への心のケアを行い、被害児童の保護者の心情を配慮して意向を丁寧に聴き取った上で、いじめの解消に向けた対応方針を甲小学校と共に検討する必要があるといえる。

そのため、池田市教育センターにおいては、各学校においていじめ対応が適切になされるよう、また、校内いじめ対策組織がその役割が果たせるよう、校内いじめ対策組織の開催状況や同組織での検討事項を確認し、適切なタイミングで上記の各指導・助言を行う体制を整えることを検討されたい。具体的には、必要に応じて、指導主事が早期に校内いじめ対策組織に参加したり、議事録を確認したりすることが考えられ、また、指導主事が直接SCやSSWから助言を受けたり、スクールロイヤーを学校に派遣・相談したりすることも考えられる。

さらに、池田市教育センターは、当該児童の不登校に関する対応について、不登校に伴う学

習面の遅れ等への具体的な対応を甲小学校に指導助言していくべきであったといえる。不登校の原因を見立てて、甲小学校で取り組む内容、池田市教育センターで取り組む内容などに分担することが考えられ、例えば、ICT 機器活用による個別の学習支援や、ウェブ会議システムの活用による面談の実施、適応指導教室と甲小学校との連携などの方策を甲小学校へ提案し、かつ、技術支援を行うなど、学びの保障に努めることが必要であった。

そして、池田市教育センターは、本件事案における甲小学校の問題点を反省し、これを教訓として、各学校の学校いじめ防止基本方針の内容や運用状況、及びいじめ対応が適切になされているかどうかの再点検を実施すべきである。各学校のいじめの状況等の池田市教育センターへの報告は、いじめ記録報告シートを活用しているところ、同シートの様式はいじめの状況把握や経過観察にとって有用なものである。同シートは、各学校がいじめ対応やいじめの解消に向けた取り組みを記録化していじめ対応を検証するためにも有用であると思われるため、各学校のいじめ対応の再点検にあたって、池田市教育センターにおいては、その記載内容のチェックにとどまらず、いじめ記録報告シートの学校での活用方法を各学校に指示し、各学校においては、いじめ対応が適切に行われるよう同シートを十分に活用されたい。

加えて、教職員がいじめ対応を心理、福祉、法的観点も踏まえて行えるよう、教育委員会が主催する教職員研修を充実させ、あわせて、各学校におけるいじめ問題に関する校内研修が適切な内容で実施されているかを確認し、助言指導を行う必要があると考える。

以上